○早島町共催及び後援名義の使用承認に係る要綱

(平成27年5月27日要綱第44号)

改正 令和元年5月1日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等(以下「団体」という。) が実施する事業又は行事(以下「事業等」という。)を特に奨励すべき事業と して早島町(以下「町」という。)が共催又は後援の名義の使用を承認するこ とに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 共催 団体が主催する事業に対して、町がその事業の趣旨に賛同し、奨励 の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となっ て共同で事業を行うことをいう。
 - (2) 後援 団体が主催する事業に対して、町がその事業の趣旨に賛同し、奨励 の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(共催及び後援の名義)

第3条 町長が共催又は後援(以下「後援等」という。)について使用を承認する 名義は、「早島町」とする。

(対象団体等)

- 第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するもので なければならない。
 - (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
 - (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準じる団体
 - (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
 - (4) その他次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 主催者の存在、所在地が明確であること。
 - イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意志及び能力が十分にあると 認められること。

(共催及び後援の基準)

第5条 町が共催等を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 文化、学術その他公共の福祉の向上に寄与する事業であること。
- (2) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。
- (3) 当該事業を開催運営するために必要とする経費等、特に必要と認められる 経費を除き、事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。
- (4) 特定の会員等を対象とせず、広く町民に公開されている事業であること。
- (5) 過去に共催又は後援したものについては、承諾の条件が遵守されていたものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業に ついては、後援等を承認しない。
 - (1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業
 - (2) 事業等が公序良俗に反するもの、その他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
 - (3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を主たる目的とするもの。
 - (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、町長が特に認めたものはこの限りではない。
 - (5) 物品の販売や寄付行為を主たる目的とするもの。
 - (6) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。
 - (7) 事業の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの。
 - (8) 個人の主催するもの。
 - (9) 町の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

(申請)

- 第6条 後援等の承認を受けようとする団体等(以下「申請団体」という。)の代表者は、共催名義使用の承認を受けようとする場合は、事業等の開催日の60日前までに、後援を受けようとする場合は事業等の開催日の30日前までに共催・後援名義使用申請書(様式第1号)を提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類
- (2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類
- (3) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
- (4) 事業の収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(承認)

第7条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を 第5条に基づき審査のうえ、承認の可否を決定し、後援等承認・不承認決定通 知書(様式第2号)により、申請団体の代表者等に通知する。

(条件)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付すこと ができる。

(事業の変更承認等)

- 第9条 申請団体は、後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のう え、承認の可否を決定し、事業変更(中止)承認・不承認通知書(様式第4号) により申請団体に通知するものとする。

(後援等の取消し等)

- 第10条 町長は、後援等の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。
- 2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他 不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認し ないものとする。

(報告)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月1日要綱第1号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

[別紙参照]